

# 第三セクターに関するこれまでの取組経過

## 資料1

日付	項目	主な内容
平成17年～平成21年	第三セクター等に関する主な取組項目について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三セクター等に関する関与方針施行(平成17年)</li> <li>・関係法律の施行(平成21年 地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方交付税法等の一部を改正する法律)</li> <li>・第三セクター等の改革に係る総務省通知               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年 第三セクター等の改革について</li> <li>平成21年 第三セクター等の抜本的改革の推進等について</li> </ul> </li> </ul>
平成23年12月28日	石巻土地開発公社解散	公社解散にあたり、公社が所有している石巻市運動公園建設用地の一部(第2工区)を買戻すための財源に「第三セクター等改革推進債」を活用
平成24年12月10日	第三セクター等の抜本的改革の一層の推進について(総務省自治財政政局公営企業課事務連絡)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改革の取組状況と財政負担リスク等に関するチェックリストを活用し、全ての第三セクターについて財政的リスクの検証を行い、抜本的改革または経営手法・体制等の指導監督の実施について要請</li> <li>・改革への取組状況、対応方針の策定と議会、住民への説明についても要請</li> </ul>
平成25年4月1日	第三セクターに関する指針施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制定(平成25年3月27日市長決裁)</li> <li>・「第三セクター等」に対する関与方針に定める検証方法の実効性に疑義が生じたことから、専門委員(公認会計士)に調査を依頼、報告内容を踏まえ同方針を廃止し、新たな方針として制定</li> <li>・財務諸表の経年比較やキャッシュ・フローの把握による経営状況の確認、PDCAサイクルによる法人の自律的問題解決の促進の取組を新設</li> </ul>
平成26年3月25日	専門委員から市長に「第三セクター等に関する指針」の指針に関する報告書」を提出	「第三セクターに関する指針」の基準に基づき抜本的改革が必要な第三セクターについて、財務諸表等の関係資料の分析やヒアリング等による評価・検討を実施した内容を踏まえ作成した、対象法人及び石巻市が取組むべき事項等についての意見及び改革案を提出(対象法人:①公益財団法人石巻地域高等教育事業団 ②石巻産業創造株式会社 ③網地島ライン株式会社)
平成26年5月19日	第三セクターの改革に向けた取組方針施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制定(平成26年5月19日市長決裁)</li> <li>・指針に基づき実施した専門委員(地方自治法第174条)による法人の評価・検討の結果として提出された「第三セクターの評価・検討に関する報告書」を踏まえ、対象法人の改革に向けた取組の方針</li> </ul>
平成26年7月16日	改革に向けた取組方針実施計画の提出	「第三セクターの改革に向けた取組方針」に基づき、対象法人から取組方針実施計画の提出
平成27年3月4日	改革に向けた取組状況調査表の提出(平成26年度実施内容)	「改革に向けた取組方針実施計画」に明記されている取組内容について確認するため、対象法人から取組状況調査票の提出
平成28年5月23日	第三セクターに関する指針改正	効果的な人的支援を行うため、市退職者の役員就任期間を最長2年から最長5年に改正
平成28年7月4日	改革に向けた取組状況調査表の提出(平成27年度実施内容)	「改革に向けた取組方針実施計画」に明記されている取組内容について確認するため、対象法人から取組状況調査票の提出

# 第三セクターに関する指針について

## 資料2

### 1 目的

市が出資又は出捐(しゅつえん)する第三セクターに関する「情報公開」、「抜本的改革に向けた取組」及び「公的支援の考え方」を示す

### 2 対象法人

要件	法人
<p>(1) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の<u>25パーセント以上</u>を出資している法人</p>	<p>①公益財団法人石巻地域高等教育事業団                  ②株式会社かほく・上品の郷                  ③一般社団法人おしかパブリックサービス                  ④公益財団法人慶長遣欧使節船協会                  ⑤一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター                  ⑥株式会社街づくりまんぼう                  ⑦公益財団法人石巻市芸術文化振興財団</p>
<p>(2) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の<u>25パーセント未満</u>を出資している法人で、その経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人</p>	<p>⑧石巻産業創造株式会社</p>
<p>(3) 一般社団法人若しくは一般財団法人又は株式会社のうち、市が基本財産又は資本金の<u>25パーセント未満</u>を出資している法人で、市が貸付、損失補償等の金融支援を行う法人</p>	<p>⑨網地島ライン株式会社</p>

### 3 第三セクターに関する指針に基づく専門委員による評価・検討の必要性について

#### (1) 専門委員による評価・検討

市長は、次のア、イ又はウに該当する対象法人について、当該対象法人の経営状況の評価と存廃・統合を含めた抜本的改革に向けた取組方針を検討することを目的とし、公認会計士、弁護士等の経営や債務整理に関する有識者、学識経験者等の外部専門家を専門委員として採用し、評価・検討を行う。

#### (2) 専門委員による評価・検討の判断基準

- ① 経営が悪化しているおそれのある法人
  - ア 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること。
  - イ 債務超過にあること。
  - ウ 累積欠損金があること。
  - エ 直近3期全において経常損失が生じていること。
- ② 設立目的が達成された法人又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人
- ③ 他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人

#### ※ 参考(評価の対象とならない法人)

- ① 公益社団法人水産加工排水公社
- ② 石巻魚市場株式会社
- ③ 株式会社石巻青果
- ④ 牡鹿産業株式会社

#### 4 取組方針実施計画の取組状況について

##### 1. 各法人における判断基準該当一覧(平成26年5月：第三セクターの改革に向けた取組方針策定時の該当内容)

No.	法人名	担当部署	判断基準1 経営が悪化しているおそれのある法人				判断基準2 設立目的が達成されず又は社会情勢の変化等により法人の存続の必要性が著しく低下したと認められる法人	判断基準3 他の対象法人と設立目的や事業内容が類似している法人
			(1) 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定した場合に債務超過になること	(2) 債務超過にあること	(3) 累積欠損金があること	(4) 直近3期すべてにおいて経常損失が生じていること		
1	公益財団法人石巻地域 高等教育事業団	総務部総務課	非該当	非該当	非該当	該当	非該当	
2	株式会社かほく・上品の 郷	河北総合支所 地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	
3	一般社団法人おしかパ ブリックサービス	牡鹿総合支所 地域振興課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	
4	公益財団法人慶長遣欧 使節船協会	産業部観光課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	
5	一般財団法人石巻地区 勤労者福祉サービスセ ンター	産業部商工課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	
6	株式会社街づくりまんばん う	産業部商工課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	
7	公益財団法人石巻市芸 術文化振興財団	教育委員会 生涯学習課	非該当	非該当	非該当	非該当	非該当	
8	石巻産業創造株式会社	産業部 産業推進課	非該当	非該当	該当	非該当	非該当	
9	網地島ライン株式会社	復興政策部 地域振興課	非該当	該当	該当	非該当	非該当	